

## 1. 有松の町並み



①西町の町並み



②東町の町並み



③中町の町並み



④空中写真

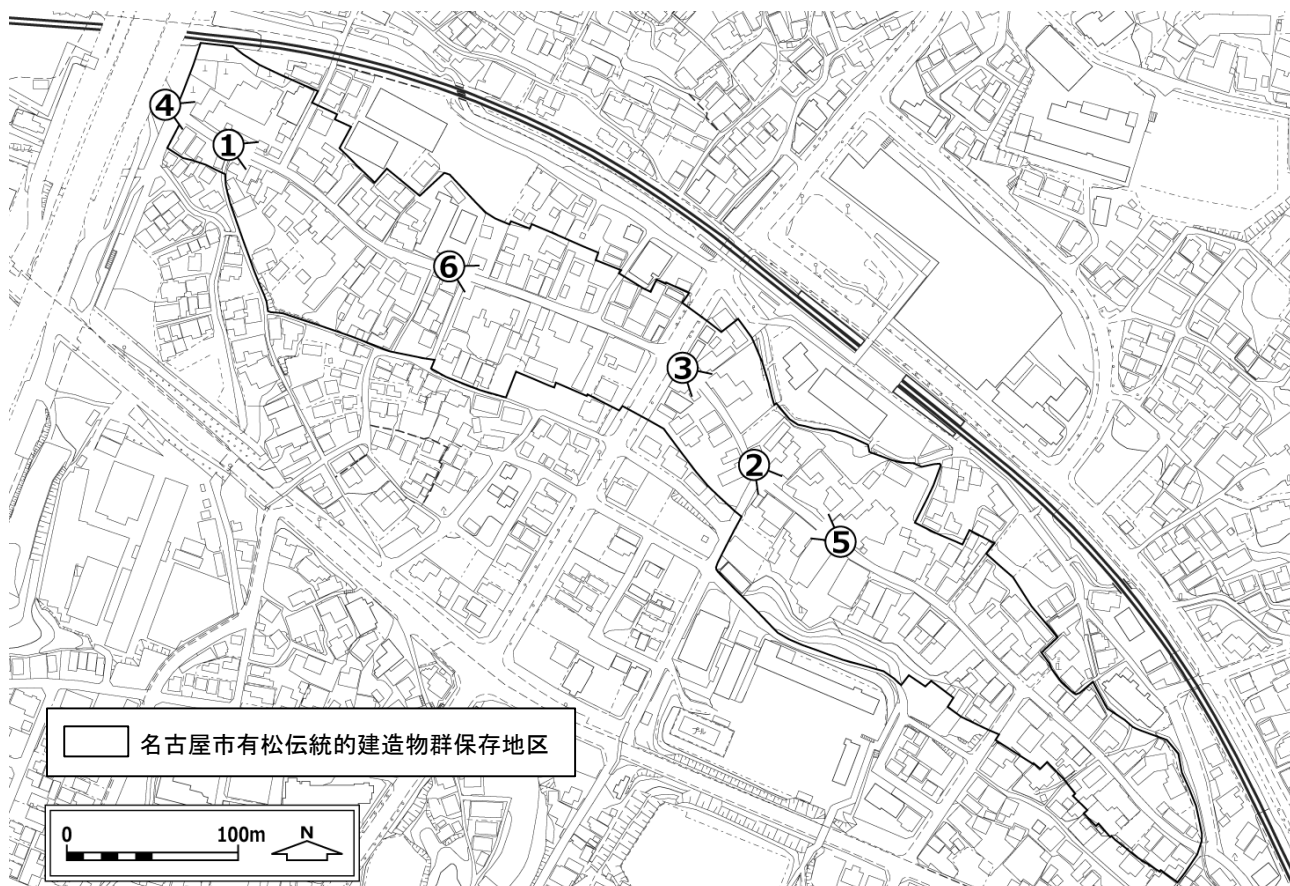


⑤服部家住宅（県指定文化財）



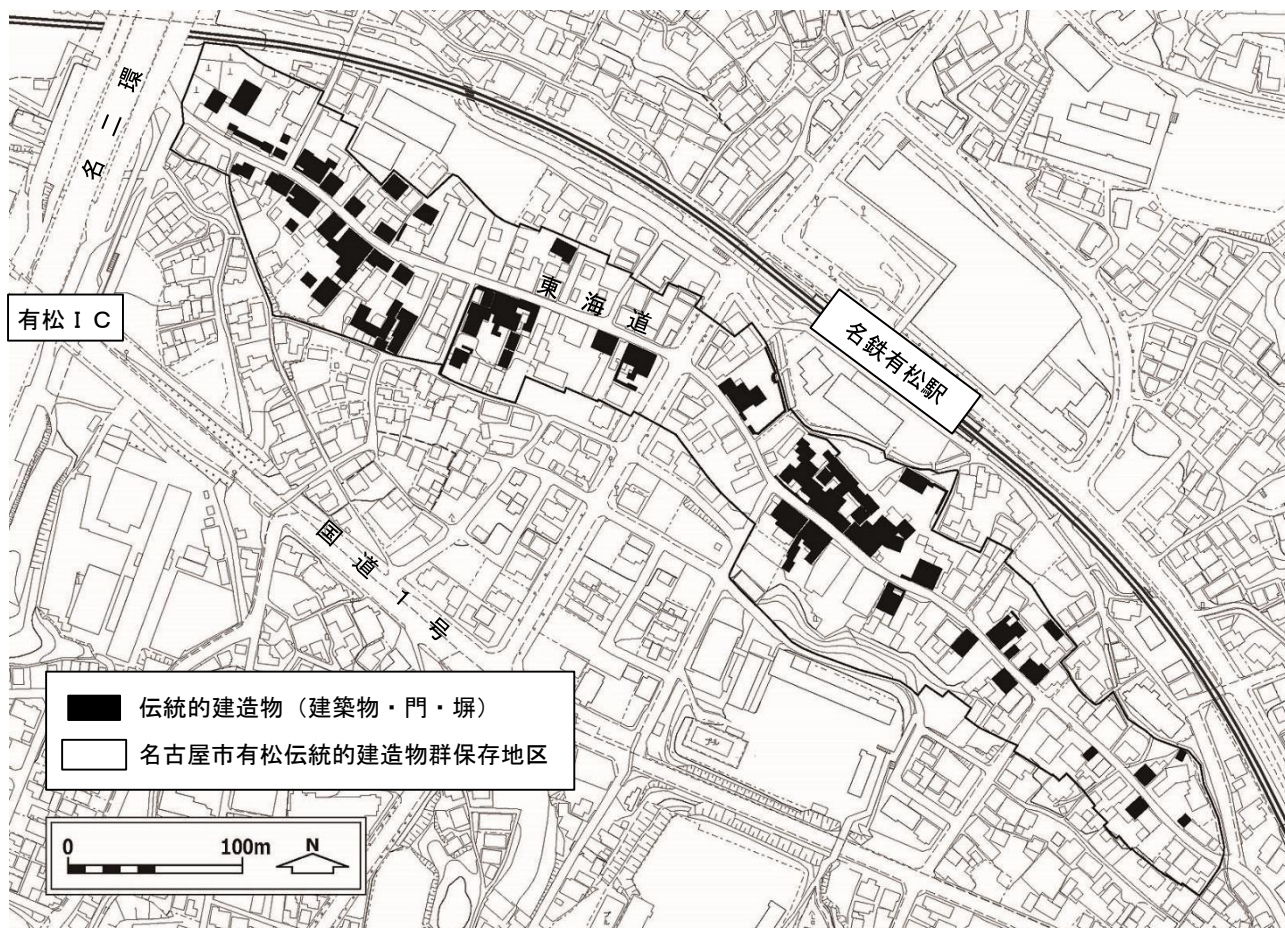
⑥竹田家住宅（市指定文化財）





【写真撮影場所】

## 2. 保存地区の範囲



### 3 保存地区の沿革

慶長<sup>けいちょう</sup>6年（1601）、徳川家康は江戸と京を結ぶ東海道において宿場を定めて伝馬<sup>てんま</sup>制度を整えた。慶長<sup>けいちょう</sup>13年（1608）に尾張藩は鳴海宿<sup>なりゆ</sup>と池鯉<sup>ちり</sup>宿<sup>りゅう</sup>の間に新たに集落を開くこととし、諸役免除をもって人々の移住を奨励する触書を知多郡の村々に出した。これに応じた人々によって開かれた集落が有松村の起源である。当初の移住者が東海道を往来する旅人向けの土産物として絞り染めを考案したのが有松絞<sup>ありまつしぼり</sup>の創始であると伝えられており、その後、様々な改良が加えられた有松絞は、やがて東海道の名物として全国に知れ渡り、尾張藩の庇護のもとめざましい発展をとげた。

天明<sup>てんめい</sup>2年（1782）には尾張藩より有松村に絞の独占的な営業権が与えられたことから、絞商<sup>しぼりしょう</sup>の立地は有松村内に限られることとなり、祇園寺からまつのね橋までの約800mの区間において町並みが形成されることとなった。その後、天明4年（1784）の大火により、ほとんどの建物が焼失したと伝えられる。現存する商家（絞商）をはじめとする町家は幕末以降に建造されたもの、あるいは幕末以降に大規模に改造されたと考えられるものがほとんどであり、有松においてその町並みの特徴である2階建て総瓦葺<sup>そうかわらぶき</sup>・塗りごめづくり<sup>ぬりごめづくり</sup>の商家が多数建ち並ぶに至った時期は幕末頃であったと考えられる。

明治維新以降、独占的な営業権は消滅し、東海道の往来者も大きく減ったことから、有松絞は著しく衰退した。しかしその後、新たな意匠や製法の開発、卸売販売への業態転換などによって再興し、明治後期から昭和初期にかけて最も繁栄することとなった。有松絞の再興を背景に、有松においては明治期以降も昭和初期に至るまで、大規模で質の高い町家が数多く建造された。

有松においては、全国的にみて早い時期から、町並み保存の取り組みが行われてきた。昭和48年には「有松まちづくりの会」が発足し、歴史的町並みの保存に向けた学習や啓発活動を住民自らが組織的に取り組むようになる。昭和49年には、「今井町<sup>いまいちよう</sup>を保存する会」（奈良県橿原市<sup>かしはら</sup>）、「妻籠<sup>つまご</sup>を愛する会」（長野県南木曾町<sup>なぎそまち</sup>）とともに「町並み保存連盟」（現全国町並み保存連盟）が有松にて結成された。昭和53年には、全国町並み保存連盟が中心となって、「第1回全国町並みゼミ」を足助町<sup>あすけちよう</sup>（現豊田市足助町）と有松で共同開催した。これらの一連の取り組みは、有松における町並み保存の機運醸成にとどまらず、その後の全国的な町並み保存運動のさきがけとなった。

昭和59年には、名古屋市町並み保存要綱に基づき「有松町並み保存地区」に指定し、建造物の修理・修景基準を定めるとともに、これに要する経費の補助等を行い、町並みの維持・向上に一定の成果を上げてきた。平成20～24年度には電線類の地中化事業が実施され、電柱や電線のない町並みが復活した。



#### 4 保存地区の特性

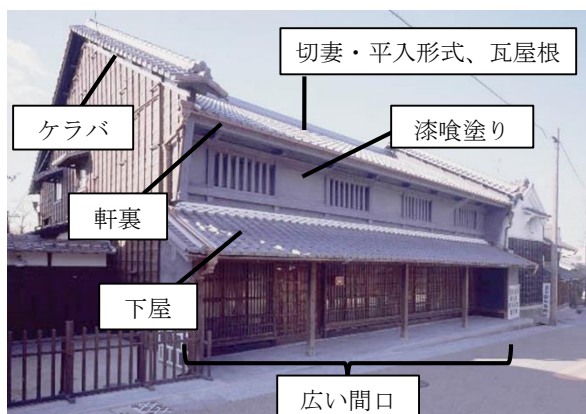
保存地区は、なだらかに曲がった東海道（幅員約3間）に沿って、西は祇園寺から東はまつのね橋までの約800mの区間に、江戸後期から昭和前期にかけて建造された町家が建ち並ぶ地区である。

保存地区の歴史的町並みを構成する主要な建造物は、商家（絞商）をはじめとする町家であるが、その建築様式及び屋敷構えの特徴は次のとおりである。

商家の場合は、主屋を東海道に面して建て、木造、つし2階建、切妻・平入形式を基本とし、屋根は<sup>さんがわらぶき</sup>棧瓦葺とする。9間前後の広い間口の主屋が多く、防火対策とあわせて店構えを華美に見せるために正面外壁、<sup>のきうら</sup>軒裏、ケラバなどを<sup>しっくい</sup>漆喰で塗り固めた<sup>ぬりごめづくり</sup>塗籠造の意匠をとるものが多くみられる点は特筆すべき事項である。主屋のほかには、商品などを収蔵するための土蔵を主屋の脇ないし背後に設ける。また、客人をもてなすための茶室や書院座敷、作業場（<sup>かまや</sup>釜屋）などを別棟で設けるものもみられる。特に近世においては、主屋の脇に門を開き、主屋の背後には庭を配し外周には塀を設ける形式が絞商の屋敷構えの基本となった。東海道に面して主屋が一連で建て詰まることはなく、前庭及び門を設けるものや裏口に門を設けるものもみられる。

商家以外の比較的小規模な町家の場合も、主屋を東海道に面して建て、木造、つし2階建、切妻・平入形式を基本とし、屋根は棧瓦葺とする。主屋の背後には付属屋や庭を配する。

保存地区内には絞商の豪壮な町家と諸職の町家が混在して建ち並び、建築年代も江戸後期から昭和前期まで様々であるが、いずれも木造2階建、屋根は棧瓦葺を基本としており、全体的に統一感のある町並みが形成されている。



商家（絞商）の主屋の建築様式



切妻・平入形式の主屋が連続する町並み